

会費等の使途割合に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人兵庫県看護協会（以下「本会」という。）の各会計間における会費等の使途割合を定めることにより、本会の財務会計を適正に処理することを目的とする。

(会費等の使途割合)

第2条 会費等収入については、その5割を限度に法人会計に計上し、法人会計に充てることとし、残余の5割について公益目的事業会計に計上することにより、公益目的事業の費用の財源に充てることとする。

(会計間の振替)

第3条 理事会の議決を得た場合は、法人会計から公益目的事業会計又は収益等事業会計へ他会計振替えを行い、当該会計の事業費の財源に充てることができるものとする。

2 前項の規定に関わらず、公益目的事業会計から他会計への振替は行えないものとする。

(規程の改正)

第4条 この規程は、理事会の承認により改正することができる。

附 則

(施行期日)

1 本規程は、平成25年3月9日から施行し、平成25年度当初予算から適用する。

1 本規程は、令和2年3月21日から施行し、令和2年度当初予算から適用する。